

伝染病等の診断証明書及び登園許可証明書

下 有 知 保 育 園

組 氏名

1、上記の園児について、下記の病気を診断しました。

(該当する病名の□にレを付けてください)

2、上記の園児について、下記の病気が他児への感染の恐れはないと思われしますので、

令和 年 月 日から登園してよいことを証明します。

- 新 型 コ ロ ナ … 発症日翌日から5日間療養し、症状が軽くなって24時間を経過するまで
- インフルエンザ … 発症した後5日間経過し、かつ、解熱した後3日間を経過するまで
- 百 日 咳 … 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻しん(はしか) … 解熱した後3日間を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 … 耳下腺、顎下線または舌下線の腫れが現れた後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風 し ん … 発疹が消失するまで
- 水痘(水ぼうそう)… 全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
- 咽頭結膜熱(プール熱)… 主要症状が消失した後2日間を経過するまで
- 結 核 … 症状により園区その他の地区において伝染がないと認めるまで
- アデノウイルス … 主要症状が消失した後2日間を経過するまで

<下記の病気については、主治医が登園して差し支えないと認めるまで>

- 腸管出血性大腸菌感染症
- ウイルス性肝炎
- ヘルパンギーナ
- 手足口病
- 溶連菌感染症
- ヘルペス性歯肉口内炎
- 流行性角結膜炎(はやり目)
- 乳児嘔吐下痢症(ロタウイルス・ノロウイルス)
- 感染性胃腸炎(小型ウイルス球形・SRSV)
- RSウイルス感染症
- マイコプラズマ肺炎
- 急性出血結膜炎
- とびひ
- その他()

令和 年 月 日

医療機関

医 師